

平成28年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年8月4日（木）

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、高塚、松浦  
労働者側 白石、十川、福家良、山、横山一  
使用者側 田島、中川、濱田、福家正、森川

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正決定について  
(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定  
最低賃金改正決定について（諮問）  
(3) その他

【賃金室長】 それでは、ただいまより第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議題としましては、香川県最低賃金の改正決定についてということですが、専門部会では全会一致となっておりますので、本審議会において採決をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その後、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金の改正決定の諮問をあわせてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 それでは、第3回目の本審を開催いたします。

議題(1)の最低賃金の改正決定についてであります。先程まで第4回目の専門部会を開催し、熱心な議論を重ねていただき、どうもありがとうございました。残念ながら全会一致には至らなかったものでございますけれども、先程の結果について、経過説明をお願いできますか。

【賃金室長】 経過としましては、第1回、第2回、第3回の専門部会

で徐々に、金額提示を進めましたが、第3回の金額提示で最終的に使用者側がプラス21円、労働者側がプラス25円ということで終わりました。公益案としましては、プラス23円、目安プラス1円ということで出した結果、反対3名、賛成5名ということで可決したところでございます。

【松浦会長】 一応、細かなことがありますので報告書の読み上げもお願いします。

【賃金室長】 では、専門部会からの報告書ということで、説明いたします。

【賃金指導官】 私から報告書を読み上げさせていただきます。

平成28年8月4日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会部会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成28年7月11日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年の地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成26年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額702円）は、平成26年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記 公益代表委員 泉川誉夫 柴田潤子 松浦明治 労働者代表委員 十川淳二 福家良一 山健二 使用者代表委員 田島規行 中川武雄 福家正一

別紙1 香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間742円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 平成28年10月1日 指定日発効とする  
別紙2は省略させていただきます。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

この報告は、先程、室長のほうから説明がございましたが、専門部会において全会一致を得られませんでしたので、中賃の目安であるとか、それなりの労使の御意見、また、各種の資料を総合的に判断いたしまして、公益案を示しました。専門部会の過半数の賛成を得て、本審議会の採決となっております。この部会報告について審議いただきまして、これをもって答申とさせていただきたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会の委員から、部会報告についての御意見をお願いしたいと思いますますが、まず、労働者側の福家良一委員お願いします。

【福家良一委員】 特段ございません。

【松浦会長】 特段なければ、ないで結構でございます。

使用者側からはいかがでございますか。

【福家正一委員】 二、三よろしいでしょうか。

【松浦会長】 どうぞ。

【福家正一委員】 まずひとつ目は、最近、昨日あたりも円高、株安で為替、株価が乱高下して、経済の脆弱性というものがあらわれてきているのではないかなと思っております。そういう点で中小の経営者は、先行き非常な不透明感を持って、不安を持って臨んでいるところでございます。

それから、ふたつ目は、今回、タクシー組合からも要望が出ておりましたけれども、そういう各業界において非常に厳しい情勢が一層あらわれている、そういう状態ではないかと思っております。そういう意味では、今回の中央の目安というのは、我々の想定外の水準だったかなというところで、いろいろお互いに議論し合ったところですが、一致を見なかつ

たのは非常に残念でございます。委員によっては、今回、委員を辞任しようかという意見まで出たほどで、非常な覚悟を持って取り組んだというところでございます。

そういうことで、現在もいろいろな支援策を考えていただいているところですが、今後も効果のある、生産性の上がる支援策をぜひともお願いしたいと思います。それから、あと助成金等についても、手続きに非常に手間がかかるとか、非常に難しいとか、ハードルが高いとか、そういう声も聞かれておりますので、ぜひとも中小企業の経営者が取り組みやすい助成金とか支援策を講じていただけたらと思っております。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

専門部会の委員以外の方で御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、専門部会で意見の一致を見ず、本審において、ここにおいて採決するということになります。あと、答申の取りまとめについて採決すると思いますが、事務局で採決の手続の説明等をお願いできますか。

【賃金室長】 それでは、御説明いたします。

最低賃金審議令第5条第3項に基づきまして、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決するところによるとなっております。可否同数のときは、会長の決するところによるとなっております。

なお、本日は15名全員出席ですので、会長を除いた出席委員は14名ですので、過半数は8名でございます。よろしく申し上げます。

【松浦会長】 それでは、専門部会の先程の報告内容で答申することについての可否の採決を行いたいと思います。反対、賛成の順番で挙手をお願いします。

まず、反対の方、挙手お願いできますか。

(反対の委員が挙手)

【松浦会長】 5名ですね。賛成の方。

(賛成の委員が挙手)

【松浦会長】 9名です。ありがとうございました。

出席委員の過半数の賛成となりましたので、専門部会の内容をもって労働局長宛てに答申させていただきます。

それでは、答申文の(案)を配付していただけますか。

(事務局より答申文(案)配付)

【松浦会長】 それでは、答申文(案)を読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 それでは、私が読み上げます。

案 平成28年8月4日

香川労働局長 辻知之殿

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治

香川県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成28年7月11日付香労発基0711第1号をもって貴職から諮問のあった表記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータと比較したところ、平成26年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額702円)は平成26年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙1 香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間742円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当 通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 平成28年10月1日 指定日発効とする

別紙2は省略させていただきます。

以上です。

【松浦会長】       ありがとうございました。

何か御質問等ございますか。

【福家良一委員】       この文書に対してよろしいですか。

【松浦会長】       どうぞ。

【福家良一委員】       額とか審議のことについてはもう申し上げません。ただ、やはり使用者側も言われているように、今回、目安自体も高い金額であったとは思いますが。これまでと比べると高い金額だったと思いますし、確かに私共、連合としてもいろいろな労働相談を聞く中で、そういう中でも地域の中小、また中小より零細な、店舗とかで少数の労働者を雇い入れているところの厳しさというのはいろいろ聞かされております。先程、福家正一委員が言われたように、私共、審議会委員としましても労働局並びに国に対して十分な、そういう中小の人たちに行き届くような支援策を、労働者側からも求めていきたいと思っておりますし、先程、言われた助成金ということもあります。先般、第1回するときにも、非常に使いづらいという意見も言わせていただいたことがあったかと思っておりますけれども、十分に中小の方々の使いやすいような助成金制度にしてやっていただきたいと思っております。それに関しましては、私共、労働者の立場でも真摯に議論したいと思っておりますし、また、もうひとつ、今回もいろいろ議論させていただいたのは、香川県における低廉な賃金の労働者の問題です。この場では国に対しては、この支援策というのは求められないかもしれませんが、こういう部分については、やはり県なんかでもいろいろな形で地域の労働者、生活者のために支援していただくべきだと思っておりますので、今現在、労働局と香川県、雇用協定なんかも結んでおられることもありますので、ぜひ国としても、そして地域、自治体とも連携して、中小の企業の方々への支援策等々をぜひ推進していただきたいと、労働者の立場でもお願いしたいと思っております。

【松浦会長】       今、労使双方から中小企業の支援策等について強い要請があったということについて、公益委員として労働局側に強く申し入れしておきたいと思っております。そういうことでよろしくお願いいたします。

それでは、局長宛てに答申したいと思っております。

(会長から局長へ答申文を手交)

【辻局長】 ただいま答申をいただきましたので、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

香川県最低賃金につきましては、7月11日に諮問をしていただいて以降、本日までに本審を2回、それから専門部会を4回にわたりまして、大変熱心に御審議をいただいたところでございます。本日、答申を取りまとめていただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。

残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、本日の答申の内容に沿って、本年度の最低賃金、今後の異議申出の手続、あるいは所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

また、改定、施行されました後におきましては、十分に周知を努めますとともに、今程も御指摘ございました、国の中小企業への支援策などにつきましても審議会として強く御指摘いただいたということを香川労働局として、本省のほうにも伝えてまいりたいと考えているところでございます。

皆様方には、今後とも賃金行政に対して特段の御支援を賜りますことを改めましてお願い申し上げまして、簡単でございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

【松浦会長】 全会一致ではなりませんでしたが、何とか結審の運びとなりまして、全ての審議を終了することができました。厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

事務局のほうで何かございますか。

【賃金室長】 答申いただきましたことを受けて、本審終了後、香川県最低賃金の答申について、報道機関への発表を行います。

次に、答申後の事務手続について御説明いたします。異議申出公示、平成28年8月4日、本日、異議申出公示を行います。申出締切日は、8月19日金曜日となっております。官報公示予定は、平成28年9月1日水曜日、発効予定は、法定発効となりまして、平成28年10月1日土曜日となっております。

なお、8月19日までに異議申出がなされた場合につきましては、翌週

明け早々に本審を開催して、当該異議申出についての御審議をいただく必要がございます。その場合には御連絡いたしますが、8月22日の月曜日、午前10時ですが、日程の確保をよろしくお願ひします。既に意向を非公式であらわしている方がいらっしゃいますが、異議申出が出ると思ひますので、よろしくお願ひします。万が一、異議申出がなければ、本審は開催いたしませんので、それはまた御連絡いたします。

以上でございます。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

特になければ、議題（2）の特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申並びに特定最低賃金改正決定についての諮問に入りたいと思ひます。

説明よろしくお願ひいたします。

【賃金室長】 本件につきましては、8月1日の第2回本審におきまして、局長から改正決定の必要性の有無についての諮問をさせていただき、同日、運営小委員会に付託して審議をしていただいたところでございます。その結果ですが、読み上げますのでよろしくお願ひします。

平成28年8月1日

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、平成28年8月1日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達しましたので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

別紙というのが裏面になっております。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。  
以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

何か質問等ございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 ただいまの報告について御了承していただきました。

運営小委員会の報告について御承認いただきましたので、この内容で本審議会から局長宛てに答申することといたします。答申文の(案)を配っていただけますか。

(事務局より答申文(案)配付)

【松浦会長】 それでは、事務局で読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 私から読み上げさせていただきます。

案

平成27年8月4日

香川労働局長 辻知之殿

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、平成28年8月1日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定す

ることを必要と認める。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただいま読み上げていただきました答申文について、特段の御意見よろしいですか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、これを答申文として局長に答申させていただきます。

(会長から局長へ答申文を手交)

【辻局長】 ただいま、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での御審議をいただき、答申をいただきました。まことにありがとうございました。

この答申を尊重いたしまして、特定最低賃金の改正の御審議をこれからお願いいたします。改正決定の諮問をさせていただきたいと存じます。これら4業種に係ります特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(局長から会長に諮問文を手交)

【松浦会長】 それでは、諮問文の写しをお配りしてください。

(事務局より諮問文(写)配付)

【松浦会長】 それでは、ただいまの諮問文を読み上げてください。

【賃金指導官】 私から読み上げさせていただきます。

香労発基0804第1号 平成27年8月4日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について貴会の調査審議をお願いする。

記

○香川県冷凍調理食品製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第3号) ○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具

製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第5号）○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第2号）○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただいまの諮問に関しまして、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

（各委員より「なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは、4つの業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の諮問を受けることといたします。

この審議に当たりましては、専門部会を設置して審議することとなっておりますが、このことに関しまして事務局、説明いただけますか。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。専門部会の委員につきましては、推薦の締め切りを8月22日月曜日とし、8月24日の水曜日をめぐりに任命させていただく予定としております。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中賃答申で示された運用方針に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方をお願いするということとなります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。意見を記載した文書の提出につきましては、9月2日の金曜日までをお願いできればと思います。意見聴取につきましては、従来から参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上でございますので、よろしく申し上げます。

【松浦会長】       ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、専門部会をまず設置する、委員の推薦につきましては8月22日、関係労使の意見書の提出については9月2日ということにしていくということ、また、参考人の意見聴取方法につきましては、意見書の提出によるということでもあります。そういうことでよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】       それでは、4つの業種につきまして、各専門部会を設置して審議をすることといたします。また、各専門部会での参考人の意見の聴取は、意見書の提出によることといたします。

議題(3)でございますが、何かございますか。その他でございますが。

【賃金室長】       それでは、私のほうから、専門部会について御説明いたします。

特定最賃の各専門部会の委員の任命ができ次第、各専門部会の日程調整をさせていただきます。

それで、第1回目の専門部会につきましては、日程調整ができたところから開催させていただきたいと考えております。昨年は合同専門部会というふうにしておりましたが、合同にしますと、金額審議ができませんので、第1回目から速やかに金額審議に移りたいと考えておりますので、日程調整が進んだところから行いたいと考えております。

そして、会場の都合で、9月は次の4日間を既に部屋をとっております。9月27日の午後、28、29、30日のそれぞれ午後、701会議室を既に仮予約しておりますので、調整が済んだところから順次開催したいと思います。それまでは連絡調整を行いながら日程を決定したいと思います。

それから、その後10月の予定として、14日まで予約しております。早く日程調整を行いたいと考えておりますので、専門部会の委員に就任予定の本審委員におかれましては、引き続き日程の確保に協力していただきますようお願いいたします。

それから、最後に、また、最低賃金の審議の進め方についてということで、特定最賃の効力発生日については、平成28年12月15日を努力目

標とされておりますので、各専門部会の答申は10月14日金曜日まで  
お願いするということになりますので、よろしく申し上げます。

なお、この後、特定最賃専門部会の公益委員の任命について協議を  
お願いしますので、公益委員の方は残っていただきますようよろしく  
お願いいたします。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

何か、ただいまの説明で質問等ございますか。よろしいですか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、全部議題が終了いたしましたので、これを  
もちまして第3回の香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ほんとうに長時間、暑い中ありがとうございました。どうもお疲れさま  
でございました。

—— 了 ——